

# Renaissance

2025.1

明けましておめでとうございます。

事務所報を通して多くの方々と語り合い、皆様と共にさらに充実した事務所を目指して

No.61



## AICHI SOGO LAW OFFICE

弁護士 村上文男	弁護士 西尾 進	弁護士 鈴木秀行	弁護士 尾関栄作	弁護士 檀浦 康仁	弁護士 勝又敬介
弁護士 渡邊健司	弁護士 水野憲幸	弁護士 森下 達	弁護士 奥村典子	弁護士 小宮 仁	弁護士 遠藤悠介
弁護士 横井優太	弁護士 服部文哉	弁護士 中内良枝	弁護士 居石孝男	弁護士 深尾 至	弁護士 佐藤康平
弁護士 鈴木嘉津哉	弁護士 安井孝佑記	弁護士 加藤純介	弁護士 三宅祐樹	弁護士 牧村拓樹	弁護士 岩田雅男
弁護士 田中隼輝	弁護士 丸山浩平	弁護士 小出麻緒	弁護士 長沼寛之	弁護士 西村綾菜	弁護士 中村展
弁護士 松山光樹	弁護士 鈴木智大	弁護士 浅野桂市	弁護士 加藤怜樹	弁護士 浅井 航	弁護士 藤本健太郎
弁護士 黒田雅明	弁護士 藤村 衛	弁護士 森田侑実重	弁護士 山田瑞樹	弁護士 清水良恵	弁護士 坪内みなみ
弁護士 石川義人	弁護士 河野将磨	弁護士 矢野 栄	弁護士 富澤吉伸	弁護士 本田小夏	税理士 大橋由美子
税理士 大橋信義	司法書士 飛鳥井 顕	社会保険 労務士 小木曾裕子	社会保険 労務士 大内直子		

愛知県弁護士会・岐阜県弁護士会・三重弁護士会・静岡県弁護士会・第一東京弁護士会・神奈川県弁護士会・大阪弁護士会・埼玉弁護士会 所属



この事務所報は再生紙を使用しております。

愛知総合法律事務所

検索

<https://www.aichisogo.or.jp>

あけましておめでとうございます。

皆様の本年のご健勝を祈念いたします。

代表弁護士 村上 文男



1 現在までの  
愛知総合法律事務所

本年（二〇二五年、令和七年）のルネサンスのテーマは「革新」です。愛知総合法律事務所は、私が弁護士一名、事務局一名から始めました。平成十四年（二〇〇二年）四月に、弁護士法人愛知総合法律事務所として今までの個人事務所から弁護士法人に衣替えをしました。当時、名古屋地方裁判所の所長を退任されて当事務所に入所して下さった、私の恩師の上野精先生と私が共同代表を務めたのです。

その時から昨年の四月で二十二年が経過いたしました。その間、代表複数制、更には副代表三名制等を採用し、それぞれ成果を出すことができました。そ

の成果として、昨年の十一月一日現在で、弁護士・その他士業合計五十三名、事務局七十七名の合計一三〇名の大所帯まで急成長しました。支所事務所は十九支所本部合わせて二十事務所になりました。東京、大阪にも支所を開設しました。これからも更なる全国展開を進めよう計画しています。

人数の増員はガバナンスの革新を伴わなければなりません。また、量的拡大は質的变化を伴います。

ガバナンスの「革新」は意思決定のスピード化と時流の変化への対応として、代表の任期制・複数制を実行いたします。これを担保するため代表選考会議を発足します。代表選考会議には、事務局の代表も委員として参加すべきだと考えています。これは、現在進行形の「ガバナンスの革新」の一つの柱となります。

実践第一、失敗は成功の母です。そこスピードが必要となるため、本年の四月には、デッサンを完成させる所存です。

それは事務所理念を踏まえた実践でなければならぬです。社会のため、顧客のため、所員のための革新でなければなりません。

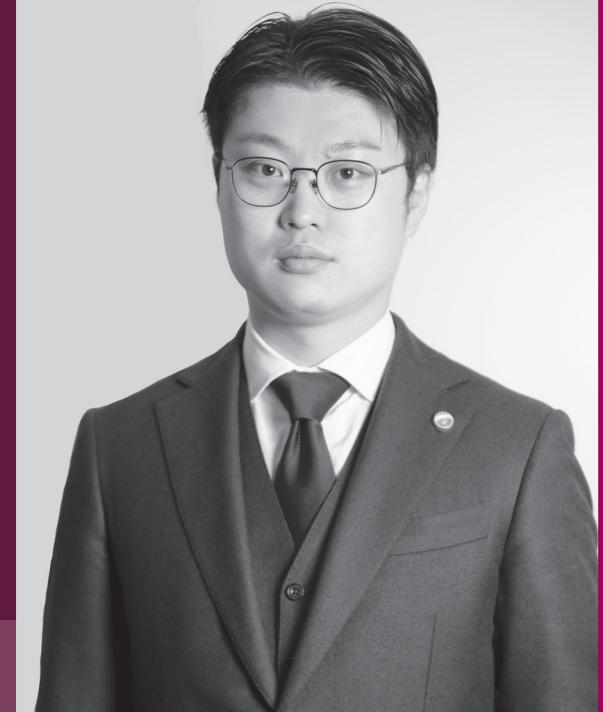
本年も皆様のご支援をいただき前進してまいります。

## 2 ガバナンスの革新

ガバナンスの「革新」は意思決定のスピード化と、持続可能な盤石な経営システムの構築です。その発想の根源は、全員参加経営及び全体最適経営です。

# 共同代表ご挨拶 ～令和7年の挑戦～

共同代表弁護士 横井優太



当事務所では、2024年の後半から、弁護士毎の事件の取扱実績・習熟度を調査してスキルマトリックスを作成しており、2025年はこれをさらに進めて参ります。スキルマトリックスは、新人や若手弁護士の指導に当たる弁護士が、現状の取扱実績・習熟度を客観的に把握し、習熟度合いに合わせた助言やアドバイスを的確に行い、成長のきっかけとなる気づきを促すことを目的としています。また、毎年度作成している事業計画に調査結果を反映し、未開拓の分野について事務所全体の合計値を向上させることも狙いとしております。まずは労働事件、破産管財事件及び交通事件について実施し、2025年初頭には、企業法務、離婚事件、相続事件、インターネット関連事件、涉外事件についても実施する予定です。将来的には、事務所の方向性や戦略を決定づけるポジションに必要な、弁護士会活動、弁護士倫理、公益活動、労務・人材開発、IT・デジタル、財務・会計、業務妨害対応等についても実

績・習熟度を把握し、組織の強化や成長に役立っていく予定です。

また、2025年は、2026年度から予定されている民事裁判手続の全面オンライン化に向けた準備を進めて参ります。随時オンラインで裁判所の事件管理システムにアクセスして記録を閲覧する環境に合わせ、紙を用いる事務の削減と業務効率化を進めて参ります。さらに、最近ではインターネット環境を利用して遠方のお客様から受任する機会も増えていることから、固定電話機の利用を終了し、インターネット経由の外線・内線通話（クラウドPBX）に電話環境を一本化する予定です。これにより複数拠点間や出先にいる弁護士とお客様がデータのやり取りを行うことが活発になるため、情報漏洩対策としてSky株式会社のSKYSEA Client Viewを導入します。

本年も弁護士の置かれた環境の変化に応じた施策を行い、お客様に提供するサービスの向上に努めて参ります。

# 何が変わった? 共同親権 Q&A



## 共同親権



Q 共同親権ってどんな制度でしょうか。これまでとどのような点が変わったのでしょうか?

A 親権とは、親の未成年の子(満十八歳未満の子)に対するさまざまな権利や義務をいいます。親権は、父母が婚姻中の場合は共同して行使します(共同親権)が、離婚する場合は、改正前の民法では、父母のどちらが子の親権者となるかを話し合つて決め(単独親権)、それを記載して提出しない限り離婚届は受理されませんでした。

しかし、父母が離婚した場合でも共同親権を選択することを可能にすべきであるとの考え方から、改正後の民法では、夫婦が離婚しようとする場合は、共同親権にするか単独親権にするか、単独親権にするとしたら親権者を父にするか母にするかを合意することとされました。もつとも、夫婦で協議しても合意に達しない場合には、家庭裁判所に親権者指定の審判又は調停の申立てをした上で、離婚届を提出することとされます。その場合はいったん離婚届が受理され、調停や審判手続で共同親権とするか、父又は母の単独親権とするかを定めることとされています。

Q 単独親権の不都合な点と改正の契機について教えてください。

A 日本の単独親権制度は、以下のような問題点を抱えており、共同親権制度が導入されるに至りました。

まず、単独親権制度のもとでは親権を持たない親と子どもが疎遠になるケースがとても多くなっています。

そのため、調停や訴訟を通じて長期にわたり争うケースや、子どもを勝手に連れ去るといったケースが発生しにくくと考えられます。

### 1. 育児の方針の違いからトラブルが起きる

共同親権のもとでは、離婚後も両親がともに子どもの重要な決定に関与するため、意見が合わない場合にトラブルに発展する可能性があります。

### 2. DVやモラハラから逃げられないリスクがある

共同親権により、双方が関わることを強いられた結果、再びDVやモラハラのリスクにさらされるリスクが生じます。

Q 過去に離婚し、単独親権になつたのですが、これを変更し共同親権にすることは可能でしょうか?

A 単独親権から共同親権への変更も可能になります。

もつとも、単独親権から共同親権への変更は、必ず家庭裁判所での手続き(調停や審判)が必要なので、過去に離婚した夫婦が裁判所の外で話し合つて、自由に変更することができるというわけではありません。法は「子の利益のため必要があると認めるとき」に限つて親権者の変更を認めています(民法八一九条六項)、父母の都合だけで変更することは許されていません。

そして、裁判所が、子の利益のために必要であるか否かの判断するにあたつては、離婚時に親権者を決めた際の協議の経過や、その後の事情変更等が考慮されることが、条文に明記されています(民法八一九条八項)。

Q 共同親権の制度はいつ開始するのでしょうか?

A 共同親権に関する法律(民法等の一部を改正する法律(令和六年法律第三十三号))は、令和六年五月十七日に成立し、同月二十四日に公布されました。

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内、つまり遅くとも令和八年五月二十四日までに施行が予定されていますが、現時点では具体的な時期は決まっていません。



離婚後に親権を持たない親と子が面会や交流をする面会交流という制度はありますが、面会交流が実現されることは珍しくなく、親権を持つない親が、子どもとの面会交流を求めて家庭裁判所に調停や審判を起こすことも多くなっています。

共同親権制度が導入されることで、離婚後も今まで親権を持てなかつた親が、面会交流という形式的な機会だけでなく、教育方針や子どもの成長過程において、子どもに関わることが期待されます。また、海外では共同親権を認めている国が多く、単独親権制度の日本は国際的に珍しくなっています。

日本の親権に対する考え方が原因で、国際結婚した夫婦が離婚後、日本人と外国人の間に生まれた子どもを日本人の親が相手の許可なく日本に帰國させ、一方的に親から離して子どもとの面会交流を果たさない事件も複数発生しています。

Q 共同親権のメリット・デメリットを教えてください。

A 共同親権が実施されると、両親が協力して子どもの養育に関わる必要があり、重要な決定事項については両親の合意が求められます。

それに伴い、以下のようないい處・悪いところが考えられます。

### 1. 離婚後も両親が育児に関わることができます

共同親権のもとでは父母それぞれが子どもについての重要な決定に責任を持つため、父母の双方が育児に参加することが期待されます。

### 2. 親権で揉めるケースが減少する

共同親権では離婚後も父母がともに親権を持つため、どちらか一方だけが親権を失う危険が及ぶような状況であれば、単独で行うこともできます。

例えば、緊急手術を行わなければ子の命に関わるような状態であるときは、単独で手術をするかどうか決定することができる、ということになります。



〈回答者〉

弁護士 坪内みなみ



〈回答者〉

弁護士 清水良恵



〈回答者〉

弁護士 中内良枝

# 支 部 便 り

津島事務所

四日市事務所



## ハラスメント対策オンラインセミナー開催のご報告

企画室  
事務局 守屋・大出水

ルネサンスをご覧の皆様、新年あけましておめでとうございます。

企画室より令和6年9月6日(金)に開催した「顧問企業様・管理職の方のためのハラスメント対策セミナー」のご報告をさせていただきます。

当事務所主催のセミナーとしては、昨年ご好評をいただいた高蔵寺相続セミナー以来の開催となり、今回のセミナーは、当事務所初の試みとなるZoomウェビナーを利用したオンラインセミナーでした。テーマは、広く「ハラスメント」とするのではなく、より参加者の方々にハラスメントの理解を深めていただこうと「パワーハラスメント」にテーマを絞りました。

共同代表弁護士の横井が、ハラスメント研修の必要性、パワーハラスメントの定義、法的責任、予防の心構えについて判例なども踏まえ講義を行いました。

講義後の質疑応答では多くのご質問をいただき、アンケートでも「判例があって分かりやすかった」「他のセミナーも参加したい」という意見を数多くいただき、ご参加の皆様にとって実りのあるセミナーとなったことを、大変嬉しく思います。今後も、皆様から「また参加したい」と思っていただけるようなセミナー等を企画してまいります。

次回は、昨今話題の「カスタマーハラスメント」をテーマに、より内容を深掘りできるよう、複数回のシリーズに分けて開催いたします。

第1回は令和7年2月頃を予定しています。次回もウェビナーにて実施予定ですので、お気軽にご参加ください。

「カスハラ」セミナーをはじめ、ぜひ当事務所のセミナーにお越しください。

## インターンシップ・職場体験を受け入れました

事務局 葛原・太田

令和6年7月29日から3日間、南山高等学校女子部の1年生3名、令和6年8月1日から2日間、東邦高等学校1年生2名を招き当事務所にてインターンシップを実施いたしました。

「将来のキャリア形成に繋がる学びを体験する」というテーマで、元裁判官である鈴木秀幸弁護士と西尾進弁護士、元検察官の藤本健太郎弁護士からは法律職についての経験談を、岩田雅男弁護士と坪内みなみ弁護士からは弁護士としてのやりがい、法曹界を目指したきっかけなどを話してもらいました。また、弊所事務局も参加して刑事の模擬裁判を実施し、インターンシップ生は裁判官役として、有罪・無罪の判断を下していました。証人が複数名登場したり、初めて聞く法律用語が飛び交う中、裁判実務の難しさややりがいを感じていたようでした。

この後、名古屋地方裁判所にて刑事裁判の傍聴を行い、リアルな法廷も体験しました。実際の刑事被告人を目の当たりにし、インターンシップ生は緊張した面持ちで聴いていました。



令和6年10月29日から3日間、豊田市立高橋中学校2年生の職場体験学習を実施いたしました。

岩田雅男弁護士、小出麻緒弁護士に弁護士業務について話をもらい、奥村典子弁護士と事務局による模擬法律相談も体験してもらいました。法律相談に回答する形式で弁護士から刑事司法制度や裁判手続に関する説明がされました。学生が弁護士の話を聴き、一生懸命メモを取っている様子が印象的でした。

過去には、当事務所でのインターンシップを経験して、将来の道が決まったという学生もいて、今回の経験が将来の「きっかけ」になると大変嬉しく思います。

今後も、当事務所は社会貢献活動として法教育に精励してまいります。

津島事務所は、地域の皆様の弁護士へのアクセス上の不便を解消するため、平成二十三年に開設した歴史ある支所です。私は、津島事務所に赴任して一年弱ですが、過去に津島事務所にご相談やご依頼をしていただいた方が、再度のご相談・ご依頼をいただくことがとても多いと感じています。

弁護士 黒田 雅明



津島事務所の開所からあつた間に二年が経ちました。想い以上に多くの方々とのご縁をいただき、心より感謝するばかりです。昨年は本田弁護士の入所もあり、対応分野の幅も広がりました。本年も更なるパワーアップを目指して、日々精進して参ります。

弁護士 本田 小夏

四日市事務所の開所からあつた間に二年が経ちました。想い以上に多くの方々とのご縁をいただき、心より感謝するばかりです。昨年は本田弁護士の入所もあり、対応分野の幅も広がりました。本年も更なるパワーアップを目指して、日々精進して参ります。

弁護士 西村 綾菜

# 副代表アソビコ

Interviewer ルネサンス編集委員



副代表弁護士  
深尾 至



副代表弁護士  
加藤 純介



副代表弁護士  
松山光樹

令和6年4月から就任し、副代表として注力したことを教えてください。

深 尾 企業法務、労働、債務整理といった分野について、より質の高いリーガルサービスを提供するための計画の策定に役立てる目的で、分野ごとに所属弁護士の対応経験を可視化する試みを行いました。今後も法人規模を拡大する当法人において継続する必要がある試みだと考えています。

加 藤 近時、弁護士と依頼者との密接なコミュニケーションがより一層重要になってきているように思います。弁護士としては「滞りなく解決に向かっている」と感じていても、それをしっかり共有しなければ、依頼者は不安になってしまいます。「裁判所に大半の主張を認めてもらえ、この件はとても良い判決をもらえた」と弁護士が思っても、途中のコミュニケーションが不足していれば、不満を持たれてしまうこともあります。副代表として、自分自身を大いに顧みながらとはなりますが、これらの点に関して弁護士全体の意識を変革することを目標に1年取り組んで参りました。自分自身も、事務所としても、まだまだ道半ばの部分がありますが、赴任当初よりも成長できた、と言える土壤が育ちつつあるように思いますし、日々所員一同、意識して研鑽を積んでいかなければならぬ部分だとも思います。

副代表業務の一つとして、深尾副代表とともに新人弁護士の採用を担当しました。

松 山 新人の時にも採用は担当していたのですが、その時から受験制度や受験生の意識、事務所の体制も大きく変わっており、時代に即した採用活動を行う必要性を痛感しました。良い人材の確保は、当事務所の飛躍のためには欠かせないものになりますので、最後まで全力で臨みたいと考えております。

2024年を振り返って、心に残っている出来事はありますか。

深 尾 弊所代表村上が親交があったことから、元トヨタ自動車株式会社代表取締役社長の渡辺捷昭様とお会いしお話を伺うことができました。日本を代表する大企業のトップに立った方の

涙を感じる大変貴重なできごとでした。

加 藤 私事とはなりますが、子どもが幼稚園に入学しました。「這えば立て、立てば歩めの親心」といいますが、過ぎる月日の早さには驚かされるばかりです。入所したばかりの新人の立派な立ち居振る舞いに驚かされ喜ぶことも多くありますが、何よりも自分成長を続けなければならないと、身を引き締めております。

松 山 東京自由が丘事務所所長を拝命するにあたり、引っ越しを行いました。生活環境や業務内容も変わっており、日々刺激を受けています。事務所運営ももちろんですが、一つ一つの事件が良い解決になるよう、日々研鑽を積んでいきたいです。

残りの任期にかける意気込みを聞かせて下さい。

深 尾 任期が残りわずかとなりましたが、他の副代表と協働し、当法人がより良い状態で新年度を迎えるよう、最後まで尽力したいと考えています。

加 藤 弁護士も弊所も、社会のために、お客様のために、そして所員のために存在しています。私は着任当初、依頼者の方と密接なコミュニケーションを取り、より一層満足いただく。という抱負を掲げました。しかしながら、多様な悩み事を抱え、時には苦悩される依頼者の方々に本当に信頼いただき、満足いただく解決をすることは、決して簡単なことではありません。残り3ヶ月、意識の浸透とともに、私自身がそのような弁護士業務を目指していきたいと思います。

松 山 副代表任期一年は長いようであつという間に感じでおります。やり残しがないよう、また、当事務所が少しでも良い事務所に進化していくよう、最後まで全力で取り組んでいく所存です。

残り3ヶ月。副代表として力一杯駆け抜けされることになりますね。  
本日はお話いただきありがとうございました。

## 表紙写真によせて

ルネサンス二〇二五年新年号を最後までお読みいただきありがとうございました。本号の表紙の写真は、鹿児島県に初めて旅行に行つた際に桜島と朝日を一緒に撮影した写真です。旅行三日目でしたので本当はゆっくり起床したかったのですが、非常に美しい絶景スポットを見るために五時半に起床して、寒さと睡魔と闘いながら日の出を待つという思い出があります。おかげで、非常に美しい絶景写真を一眼レフに収めることができました。この朝日のように、皆さまの心が少しでも明るくなつていただけたら幸いです。

事務局  
西村

## 編集後記

Editor's note

ルネサンス編集委員一同

新年あけましておめでとうございます。二〇二五年が皆様にとって素晴らしい一年となりますよう心からお祈り申し上げます。さて、法律事務所と聞くと大きな問題を抱えた時に相談する場と敷居高く考える方も多くいらっしゃると思います。昨年を振り返ると、オンラインセミナーの開催やインターネットなどを通じて、当事務所を身近なものに感じて頂ける機会を設けることができました。本年も引き続き皆様に気軽にご相談いただける法律事務所となれるよう努めてまいります。本年もよろしくお願い申し上げます。

事務所業務のご案内

令和7年1月6日(月)  
より  
業務開始  
いたします。

弁護士法人  
**愛知総合法律事務所**

名古屋丸之内本部事務所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3丁目2番29号 ヤガミビル4階・5階・6階(受付)

**TEL.052-971-5277(代表) FAX.052-971-7876**

※ご相談・ご来訪の際は予め電話にてご予約ください。



無料法律相談専用回線

**TEL.052-212-5275 TEL.050-1780-5321** 受付時間:午前9時30分～午後5時30分

※発送先の変更停止をご希望される方は、弊所までご連絡ください(TEL:052-971-5277)